

平成30年第4回教育委員会会議記録

平成30年3月27日（火）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 教育財産（教員住宅）の所管換えについて
- 日程第 3 議案第2号 八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第3号 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第4号 八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第5号 学校運営協議会の設置について
- 日程第 7 報告第1号 八雲町学校給食費負担金の軽減実施要綱の制定について
- 日程第 8 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	藤 内 智 子
委 員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	本 庄 伯 幸
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課総務係長	若 山 晋 悟
学校教育課施設係長	上 野 誠
社会教育課長	足 立 直 人
学校給食センター所長	山 田 耕 三
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午後4時30分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第4回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、平成30年第4回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、松永正実委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「教育財産（教員住宅）の所管換えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 議案第1号、教育財産（教職員住宅）の所管換えについて、ご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

本件は、熊石地域の教職員住宅の所管換えについて、協議するものでございます。

議案書2ページをお開き下さい。

所管換えの理由については、平成28年度末で閉校した相沼小学校に付属する教員住宅であり、熊石地域の学校統合によりまして、今後においても教職員の入居を見込むことが困難なことから、町有財産の有効活用のため、熊石地域の熊石国民健康保険病院看護師住宅として所管換えを行いたいところでございます。

所管換えをしようとする教職員住宅は、全部で2棟2戸でございまして、どちらの建物も相沼小学校のグラウンド脇にある相沼母と子の家の裏側にある物件です。

1棟目が、熊石相沼町337番地3にある1棟1戸で、以前は校長用住宅として管理しておりました。

住宅番号はY-4、建築年月日が平成6年12月27日、構造が木造で敷地が町有地、床面積83.03平方メートルです。

2棟目が、熊石相沼町336番地3にある1棟1戸で、以前は教頭用住宅として管理しておりました。

住宅番号はY-5、建築年月日が平成13年11月28日、構造が木造で敷地が町有地、床面積66.35平方メートルです。

所管換えを受ける財産管理者が八雲町熊石国民健康保険病院。

所管換え年月日は平成30年4月1日を予定しております。

なお、現在、熊石地域の教職員住宅は全部で36戸、入居戸数は7戸、空き戸数は29戸です。今回の所管換えにより、総戸数34戸となる予定です。

また、これ以外に、旧熊石高校公宅に9名の教職員が入居しております。

以上で、議案第1号、教育財産（教職員住宅）の所管換えについての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

来年度の教員住宅の解体は何棟ありますか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 30年度は10棟11戸です。3か年計画で予定しておりまして、30年度から32年度までトータルで23戸取り壊す予定となっております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

本件は、教職員住宅の所管換え及び解体並びに浴室改修を行った住宅の入居料の改定に伴い、住宅入居料を定めた別表の改正を行おうとするものであります。

それでは、具体的な改正内容について、ご説明いたします。

最初に第1条の改正につきまして、別表第1は、八雲地域の住宅であります。昭和51年度建築の黒岩地区の住宅について、平成29年度に1戸を所管換えしたことにより、戸数の欄3戸を2戸にするものであります。

また、別表第2は、熊石地域の住宅であります。昭和46年度建築の熊石雲石町の住宅について、平成29年度に1戸を解体したことにより、戸数の欄3戸を2戸に、平成3年度建築の熊石泊川町の住宅について、1戸を所管換えしたことにより、戸数の欄2戸を1戸に、太線の部分、平成5年度建築の熊石折戸町の住宅について、4戸すべてを所管換えしたことにより、別表第2から削除するものであります。

次に、第2条の改正につきまして、昭和55年度建築の栄浜地区の入居料1万1千700円の住宅及び昭和58年度建築の住宅について、所管換えにより、削除するものであり

ます。

次に議案書4ページの第3条の改正につきまして、八雲地域の別表第1中の平成29年度に浴室改修を実施した住宅の入居料について、昭和51年度建築の東野地区の1戸を、8千500円から1万1千900円に、昭和60年度建築の野田生地区の1戸を、1万5千100円から1万8千500円に、昭和61年度建築の東野地区の2戸を、1万4千200円から1万7千600円に改めるものであります。

また、熊石地域の別表第2については、議案第1号において、議決をいただきました、熊石相沼町の2戸の住宅の所管換えに伴い、それぞれの住宅を削除するものであります。

附則として、施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年3月31日から、第3条の規定は同年4月1日からとしております。

以上、議案第2号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 議案第3号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

本件は、地方公務員法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、新たな職の設置やその他の規定の整備を行うための改正並びに平成30年度から町内すべての中学校区で小中一貫型コミュニティ・スクールを導入することに伴い、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことができる「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」を定めるための改正であります。

それでは、具体的な改正内容につきまして、ご説明いたします。

第15条の2の追加は、事務職員に係る新たな職である「専門事務主任」について、その任命方法、職務について定めるものであります。

第15条の3は、条番号、事務主任の任命方法及び職務について改正するものであります。

第16条及び第16条の2の追加は、栄養職員に係る新たな職である「指導専門員」及び「専門員」について、その任命方法、職務を定めるものであります。

議案書 6 ページの第 3 5 条の 2 の追加は、先程、ご説明いたしましたとおり、小中一貫型教育の導入により、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を定めるもので、表 1 では、落部中学校区の対象学校について、表 2 では、野田生中学校区の対象学校について、表 3 では、八雲中学校区の対象学校について、表 4 では、熊石中学校区の対象学校について、それぞれ定めるものであります。

様式集の追加は、専門事務主任等任命承認願の様式について定めるものであります。

附則として、施行期日を、平成 3 0 年 4 月 1 日からとしております。

以上、議案第 3 号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第 3 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 5 議案第 4 号

○教育長 議案第 4 号「八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第 4 号八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。

この度の改正は、平成 3 0 年度から町内すべての中学校区で小中一貫型コミュニティ・スクールを導入することより、中学校区ごとの対象学校が最大 4 校となるため、学校運営協議会の委員の定数について、現行の 1 0 人以内から 1 5 人以内に改正し、協議会の運営を円滑に進めようとするものであります。

具体的な改正内容につきましては、第 5 条第 1 項中、協議会の委員の定数、1 0 人以内を、1 5 人以内とするものであります。

附則として、施行期日を、平成 3 0 年 4 月 1 日からとしております。

以上、議案第 4 号八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

落部の学校運営協議会は何名で構成していましたか。

○学校教育課参事 教育長。

○教育長 学校教育課参事。

○学校教育課参事 現行 1 0 名で構成しております。

○教育長 落部は小学校 1 校、中学校 1 校という事で 1 0 名という数で進めてきたのです

が、今後は4校での構成となるという事で、これについて保護者からも人数を多くできないのですかという質問があり、弾力的に進めていきたいと思いますという事で、15名以内という事で改正したという事です。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 議案第5号「学校運営協議会の設置について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第5号学校運営協議会の設置についてご説明いたします。議案書8ページをご覧ください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第6項第1項及び八雲町学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置するものであります。

この度、設置しようとする学校運営協議会は、平成30年度から小中一貫型コミュニティ・スクールを導入する3つの中学校区で、対象学校は、1つ目は、野田生中学校区の野田生中学校、東野小学校、野田生小学校及び山越小学校、2つ目は、八雲中学校区の八雲中学校、浜松小学校、八雲小学校及び山崎小学校、3つ目は、熊石中学校区の熊石中学校及び熊石小学校でございます。

設置年月日は、本年4月1日付けとするものです。

以上、議案第5号学校運営協議会の設置についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 報告第1号

○教育長 報告第1号「八雲町学校給食費負担金の軽減実施要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 報告第1号八雲町学校給食費負担金の軽減実施要綱についてご説明いたします。議案書9ページでございます。

学校給食費無料化につきましては、第2回教育委員会会議でも無料化方針を報告させていただいておりましたが、その実施要綱を定めましたので報告させていただきます。10ページになります。

要綱の第1条は、目的を掲げております。

第2条は、軽減対象者を小中学生の保護者としておりますが、従前より実質無料化となっている生活保護世帯及び準要保護世帯については、今回の無料化の対象外とする旨の規定でございます。これまでの制度を利用した無料化を継続することで、町負担の軽減を図るためでございます。

第3条は、全額を軽減して無料化をする規定であります。特別支援教育奨学奨励費で給食費が支給される場合は、その支給額を控除した残額を軽減することで、無料化を図る規定であります。これも第2条同様、町負担の軽減を図るためでございます。

第4条は、教育長への委任条項であります。

附則として、平成30年4月1日から施行し、30年度分の給食費から適用する旨の規定であります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第8 その他

○教育長 日程第5 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第4回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午後4時55分】